

山口市廃棄物処理手数料の減免に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年10月1日条例第122号）第28条並びに山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年10月1日規則第97号。以下「規則」という。）第26条及び第27条に規定する廃棄物処理手数料の減額及び免除（以下「減免」という。）の事務処理について定めるものとする。

(申請手続)

第2条 減免の申請は、規則第27条第1項に定める廃棄物処理手数料減免申請書（様式第13号）のほか、次の各号に定める書類を添付して提出するものとする。

- (1) 規則第26条第1号による場合 搬入計画書（別記様式第1号）及びり災証明書
- (2) 規則第26条第2号による場合 清掃活動実施計画書（別記様式第2号）
- (3) 規則第26条第3号による場合 市長が必要と認める書類

(申請の提出先)

第3条 減免申請の提出先は環境施設課とする。ただし、規則第26条第2号による場合のうち、山口市青江一般廃棄物最終処分場へ搬入する場合には秋穂総合支所地域振興課、山口市阿東クリーンセンターへ搬入する場合には阿東総合支所地域振興課、山口市阿知須清掃センターへ搬入する場合には清掃事務所へ提

出するものとする。

(内容の確認)

第4条 規則第26条第1号による減免の対象物を確認する必要があると認められた場合は、申請者及び関係者と共に現地確認を行うものとする。

(減免申請の受付期間)

第5条 減免申請の受付期間は、規則第26条第1号による場合は、原則として当該災害等の発生日から12箇月以内かつ本市の処理施設へ搬入する日の7日前までとする。規則第26条第2号による場合は、原則として清掃活動実施日の7日前までとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年10月22日)

この要領は、公布の日から施行する。